

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 4 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500833号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600001号

第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のAにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、訂正請求記録の対象者のD社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和25年頃から昭和30年頃まで
② 昭和25年頃から昭和30年頃まで
③ 昭和25年頃から昭和30年頃まで

亡くなった夫(訂正請求記録の対象者)からは、昭和25年頃から昭和30年頃までA、今のC社、D社にそれぞれ2年程度勤務していたと聞いていたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないことに納得できない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、訂正請求記録の対象者から、訂正請求記録の対象者がF県G村のAという事業所において勤務していたと主張している。

しかしながら、事業所検索システムにおいて、G村に有限会社Aという名称の事業所が確認できるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間①後の平成7年2月1日であり、商業登記簿謄本により確認できる会社成立年月日も平成6年10月13日である

上、H地方法務局管内において「A」という名称の事業所の登記は当該事業所以外には見当たらない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者から請求期間①に係る事業所の事業主名や一緒に勤務した同僚の氏名について聞いたことはない旨の陳述をしており、訂正請求記録の対象者が勤務していた事業所について特定することはできないことから、訂正請求記録の対象者に係る勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

請求期間②について、C社の回答及び請求期間②当時に同社において勤務していた同僚の陳述により、具体的な勤務期間は特定できないものの、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、請求期間②当時の資料等を保存しておらず、当時の状況を知っている者もいないため、詳細については不明と回答しており、訂正請求記録の対象者が同社において勤務していたと陳述した同僚からも勤務等について具体的な陳述を得ることができないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは請求期間②後の昭和44年10月1日であることが確認できる上、同社の請求期間②当時の事業所名であるB事業所について、適用事業所であることが確認できないところ、上述の同僚も、同所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員は厚生年金保険の被保険者となることができず、厚生年金保険料の給与からの控除もなかった旨の陳述をしている。

請求期間③について、D社の承継会社であるE社は、請求期間③当時の人事記録等は保存しておらず、現在保存している厚生年金保険に係る資格取得・喪失台帳においても訂正請求記録の対象者の氏名が記載されていないことから、訂正請求記録の対象者の勤務については確認できない旨の回答をしている上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間③に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚14人に訂正請求記録の対象者について問い合わせたが、訂正請求記録の対象者が勤務していたことを記憶している者がいないことから、訂正請求記録の対象者の勤務の実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、請求期間③において、健康保険番号に欠番がないことが確認できるところ、訂正請求記録の対象者の記録は確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。